一四二　カンボジア地雷対策センター研修複合施設及び広報施設建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一一　五

一四三　プンプレック上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一一　五

一四四　感染性廃棄物管理改善計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一一　五

一四五　カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一一　五

一四六　重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　一一　五

一四七　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　一二　78　一

一四八　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　一二　特29　一

一四九　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　一二　特29　四

一五〇　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　一四　特31　一

一五一　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　一五　特32　一

一五二　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　一五　特32　二

一五三　返納を命じた旅券を無効とする件　一八　三

一五四　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　一八　特33　二五

一五五　先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件　一八　特33　九〇

一五六　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　一八　特33　九二

一五七　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件　二〇　85　四

一五八　ブラジル連邦共和国及びペルー共和国におけるベネズエラ難民・移民に対する保護、人道支援及び社会経済的包摂確保計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件　二四　三

一五九　バングラデシュ人民共和国におけるバシャンチャール島及びコックスバザール県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための総合生活支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二四　四

一六〇　ハイチ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二四　四

一六一　緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件　二四　四

一六二　セントビンセント及びグレナディーン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とセントビンセント及びグレナディーン諸島政府との間の書簡の交換に関する件　二四　四

一六三　モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　四

一六四　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二四　四

一六五　円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　四

一六六　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二四　87　二一

一六七　ウガンダ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　一

一六八　モーリタニア・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　一

一六九　コートジボワール共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　一

一七〇　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　二五　二

一七一　カメルーン共和国における第二次南西州における保健センター及び給水所の改修を通じた復興計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二六　四